平成２９年度第２回 千葉市美浜区公民館運営審議会議事録

１　日　時　　平成３０年３月１日（木）　午後３時００分～４時５５分

２　場　所　　稲浜公民館 本館２階 研修室

３　出席者　　（委員：１０人）

池田謙司委員長、小椋政子副委員長、堀内孝次委員、長岡正明委員、平野重雄委員
筒井彰子委員、西村侑身子委員、大橋美枝子委員、吉田富治夫委員、加藤昭彦委員

（事務局：１０人）

南雲稲浜公民館長、百瀬幕張西公民館長、秋元磯辺公民館長、石井幸町公民館長
渡部高浜公民館長、村山打瀬公民館長、山老稲浜公民館副館長、古宮稲浜公民館
主査、山田生涯学習振興課長、野中生涯学習振興課主任主事

４　議　題

（１）平成２９年度利用状況について

（２）平成２９年度事業報告について

（３）平成３０年度事業計画について

（４）その他

５　議事の概要

（１）平成２９年度利用状況について

南雲稲浜公民館長より、平成２９年度１月末現在の公民館利用状況及び公民館図書室運営状況を説明し、承認された。

（２）平成２９年度事業報告について

各公民館長より、平成２９年度１月末現在の事業報告を説明し、承認された。

（３）平成３０年度事業計画について

各公民館長より、平成３０年度の事業計画を説明し、承認された。

（４）その他

山田生涯学習振興課長より、平成３０年４月から、生涯学習振興課が運営審議会の事務局となることを報告。

６　会議経過

（池田委員長）初めに、議題（１）平成２９年度利用状況について、事務局より説明願います。

（事 務 局）平成２９年度１月末現在の美浜区公民館の利用状況及び公民館図書室の運営状況について、南雲稲浜公民館長が会議資料に沿って説明。

（池田委員長）それでは、議題（１）について、質問がございましたらお願いします。

（加藤委員）利用状況の主催事業等の人数ですが、館によっていろいろと増減があると思うんですが、この人数はどういう人数ですか。今年度の事業報告の中の主催事業１つ

ひとつに参加人数が入っていますが、それの合計という訳ではないんですか。どのようにしてこの人数が出されているのか教えていただけると、増減の理由を考えるのに参考になると思うんですが。

（山老副館長）この主催事業等の数字の中には、後ろの資料にあります各事業ごとの参加人数だけではではなくて、主催事業等という括りの中に、公民館の会議等の参加者人数とか、共催事業の参加者の数、あるいは後援している文化祭の参加者とか、そういうものも含まれていますので、後ろの資料（事業報告）の参加者だけを積み上げているものではなくて、会議ですとか、共催事業とか後援事業とかも含めて、広く主催事業等という括りになっていますので、単純に主催事業の参加人数を積み上げたものではないということをご理解いただければと思います。

（加藤委員）逆に言えば、後に出てくる講座等の受講者数は含まれているということですか。

（山老副館長）はい。含まれております。この講座の受講者数の中には、講師の方とかヘルプで来られた方の数は含まれていませんが、利用状況の中には、そういう方も含めて、その部屋を何人の方が利用したかという積み上げになっていますので、主催事業の参加者数とは合わない形になります。

（秋元館長）これに関して、利用人数の内訳が、主催事業等、クラブ・サークル、その他となっていて、これについて説明させていただきたいと思いますが、主催事業等は、公民館の講座、文化祭などが含まれています。クラブ・サークルは、クラブ連協に加入している定期団体と一般団体です。その他は、がん検診、自治会の会議、市役所・区役所の住民説明会などが含まれております。そのため、文化祭の人数の関係で、各館でかなり開きがあると思います。

（加藤委員）例えば、稲浜公民館とかはすごく減っているんですが、中を見ると文化祭の参加者がかなり減っていたりということで、講座１つひとつは関係ないんだろうなと想像していたので、そういうことが確かめられました。

（池田委員長）他にご質問がないようでしたら、議題（２）平成２９年度事業報告について、事務局より説明願います。

（事 務 局）平成２９年度の美浜区内各公民館の事業報告について、山老副館長及び各地区公民館長が資料に沿って順次説明。

（池田委員長）続きまして、議題（３）平成３０年度事業計画について、事務局より説明願います。

（事 務 局）平成３０年度の美浜区内各公民館の事業計画について、山老副館長及び各地区公民館長が資料に沿って順次説明。

（池田委員長）それでは、議題（２）平成２９年度事業報告及び議題（３）平成３０年度事業計画について、質問がございましたらお願いします。

（大橋委員）昔の生涯学習・社会教育の時代には、拠点の社会センターとか公民館等々で、住民の方たちの学びの場を提供するということで、受講者が多かった時期と比べると、今市政だよりを見ても、いろんな分野で公民館が事業を構築して募集している中で、公民館に人もいない、お金もないという中で、各公民館が本当に苦労しているな、大変だなということを実感しながら、館長さんたちの報告や計画を聴いていたのですが、生涯学習の場を提供して学んでいただくだけにとどまらず、先ほどから館長さんたちのお話にもありましたけれども、集い・学び・繋ぐの中で、集いのために一生懸命に声をかけて、学んで、どう繋げていくのか。公民館は地域づくりの拠点だというように教わってきて、皆さん方の展開も見させていただいて、大変だなというのは実感するところではありますけれども、小学校や中学校のそれぞれの領域で、子どもさんたちを一生懸命に育て、それぞれの世代ごとにというところで、青年の参加も増えたということで、どういうふうに変換されているのかなということで見させていただいているんですが、学校を卒業した子どもたちが、かつてはコンビニの前でたむろして、良くも悪くもコミュニケーションを図っていた。今は犯罪につながるということで抑止されていますから、そういうところに集う子どもたちの姿は見えなくなりました。高齢者については、皆さんたちがこれだけ一生懸命工夫してやっているにもかかわらず、家庭に居場所がないということで、イオンだとかそういう商業施設で、開店と同時にイスに座って、認知症だとは思えないような方たちがたむろしている。まさに地域づくりの拠点の公民館が、謳い文句でがんばっているわけですから、もう一歩進んで、集い・学び・繋ぐのところを何とか組み込んで関わっていけないかな、ということを実感しています。若い人たちが高校を卒業して何をしているのかというと、ダーツの場所に行っているとか、楽しんでやっているという部分はいいんですが、やはり犯罪に巻き込まれていくということもあり、私が関わっている保護司の範疇では、そういうところから犯罪が出てきているということを考えると、教育振興財団になって、講座を構築するプロではあるかもしれませんけれども、地域を知ってというところに踏み込んで、今言ったような課題に、私たちも含め、育成委員さん、民生委員さん、相談員さんにもお力をいただきながら、公民館事業を構築していくところを、もう一歩進めて、ちょっと見えないところで行き場のない青年にしろ高齢者にしろ、生活にゆとりがなくなってきていますから、お金をかけていない公民館でも、気持ち的にもなかなか参加しきれないという状況を巷で垣間見ていますので、そのへんのところをもう一歩何とかできないかなという気がしていますので、意見というよりも、感想を込めて。新しい体制に変わっていくところで、そんなことも申し送りながら、教育振興財団に一歩テコ入れをしていた

だけたらありがたいと思っています。

（筒井委員）講座の中で、ヤクルトさんとタイアップがあったり、コープさんとタイアップがあったりと伺ったのですが、これは、営利目的だったりとかいう内容ではないのでしょうか。ヤクルトさんも化粧品を扱っていたりとか、お客さんの拡大につながるような講座になるのであれば、それは概念としてちょっと違うのではないのかなと思いましたが、そのへんはどうなんでしょうか。

（山田課長）教育委員会の生涯学習振興課です。ただ今のご質問ですが、一般企業、営利の企業につきましては、営利目的での公民館の利用は、現在は認めておりません。但し、民間の企業が行う事業であって、それが公共的事業であれば、そこは公民館を利用してくださいということで、利用は認めています。但し、その事業を行う場で、物販とか会員の勧誘とか、そういった営利活動は認めておりません。公共的事業であれば、公民館の性質上、お貸ししている状況です。

（村山館長）なぜ私たちがそういう企業を使うのかというと、お金がないんです。まさにそれで、無料でやってくれるところがないかということで、探しているところです。企業もそのへんのところは十分に承知をしてくれていて、いわゆる社会貢献であるというところで、パンフレットを配ったりとか、具体的な商品についてのご案内は控えてくださいと言うと、わかりましたということになります。そのあたりは、我々も十分に気をつけていかなければならないと思います。逆に、そういうものが利用者の方のニーズが高かったりというところもあるので、やはり考えていかなければなと思っております。

（百瀬館長）委員のご心配のとおりとは思いますが、先日、本公民館でヤクルトさんの季節に合った美容教室というのをやったんですが、事前に何回か打合せをして、営利目的の活動を一切しないということと、講師の費用も無料であるということ、特にヤクルトの化粧品を販売するのではないということを１つひとつ確認をして、チェックしてから進めています。ただ、委員がご心配になったことは、常に頭の中に入れながら進めていきたいと思っております。

（西村委員）講座のこととは別ですが、皆さんの公民館のことについてお聴きしたいのですが、公民館運営懇談会において、各公民館でいろいろと熱量は違うと思いますし、状況も違うとは思いますが、運営懇談会の時にどういう話し合いをされているのか、お伺いしたいと思います。というのは、私は、この運営審議会というのが未だに今一つわからないんです。講座を審議するだけなのか、これから指定管理者制度に移行するにあたって、公民館のあり方及び運営の仕方、公民館のハードもソフトも合わせたものを審議したり、話し合っていく場だと、打瀬公民館の運営懇談会の委員の方たちは

皆そう思っていて、結構、喧々諤々と審議をされるんです。こちらにそれを持って来ようと思っても、ここの風土ではないなという感じです。他の公民館さんの運営懇談会の現状を教えていただけたら、また打瀬に帰って、よその公民館の運営懇談会の現状をお話しできると思うので、教えていただけるとありがたいと思います。

（渡部館長）高浜公民館のこの前の運営懇談会の様子をお話しします。今回、資料は前年度と今年度の比較だけでなく、平成１９年度からのグラフを作成しました。そうすると、平成２１・２２年度が多くて緩やかに下がってきていて、その理由としては、マンションの建築と住民層の変化。もう１つは、２ページの資料の団体の種別は、登録した時の年齢で区分されていて、実際の利用者の年齢は、毎日の利用者集計から見えてくる。例えば打瀬では、２０歳から６４歳までが、４月と１月の平均では１，３９９人の利用に対し、高浜は３３０人。６５歳以上になると、打瀬は８２２人に対し、高浜は９１１人ということで、いかに打瀬が若い街で、若い人たちが利用しているかということがわかります。他の館の一覧も作ったりして、高浜公民館の利用者の実態を説明しました。事業については、今のような形で説明しました。意見が出たのは、地域の特性で、高浜地区は外国人が多く、小学校に行くと、学年の半分が外国人という状況。それに伴い、地域では問題を沢山かかえていて、私が高浜に来て１年間いろいろと様子を見てきましたが、知れば知るほど問題が大きい。ただ、いろいろな意見も出て、参考になりました。そういうわけで、この前の運懇は、いい意味で盛り上がりました。

（山田課長）公民館の運営審議会と運営懇談会の違いをお話ししますと、本日お集まりいただいている運営審議会につきましては、法的な話になってしまうんですが、社会教育法という法律がございまして、社会教育法上に位置づけられた機関でございます。社会教育法で、公民館に公民館運営審議会を置くことができるという規定がございます。その規定を受けまして、千葉市公民館設置管理条例で、本市では各区の中核公民館に公民館運営審議会を置くという規定がございます。当審議会は、市の附属機関という位置づけで、各区に１つずつ審議会がございます。その審議会の目的が社会教育法に書いてございまして、公民館における各種の事業の企画・実施について調査・審議するという規定がございます。従いまして、それに基づいて、例年、各公民館の事業計画ですとか事業報告等を行っていきながら、各公民館の事業について審議していただくということで行っております。一方、公民館運営懇談会の根拠は、法律でも条例でもなく、要綱でございます。千葉市公民館運営懇談会設置要綱の中で、各公民館に運営懇談会を置くということになっております。その目的は、公民館活動を支援するということになっておりまして、各公民館の各種事業の企画・実施の協力、ある

いは地域の学習ニーズの把握、あるいは運営審議会から調査を依頼された際にはそれに協力するというようなことで、各公民館ごとに運営懇談会が置かれており、毎年開催されているという状況です。

（長岡委員）運営懇談会が置かれた年度はいつですか。確か私の記憶では、中核館が設けられた時に、それまでは各公民館に審議会があったんですが、一定の補助・手当が出ていて、審議委員同士で親睦をしたり、研修を目的にあちこちへ視察に行っていた記憶があるんです。これ（審議会）を無くすといった時に、地域の公民館をどうやって守っていくのか、良くしていくのかということで、報酬は要らないから何らかの形で残せということで、運営懇談会という名称で残ったというふうに、私は記憶しています。だから、運営審議会は法律に基づくものですけれども、運営懇談会は、当時の人たちが自分たちの公民館を守っていこう、良くしていこうという気持ちで市に陳情・要請して残ったということですから、それを大事にしなければいけないと思います。

（西村委員）運営懇談会については、今初めて長岡委員から経緯を聞いてわかったんですけれども、運営懇談会の内容とこの運営審議会の内容は、リンクするところもありますけれども、全然別のものと解釈していいわけですね。審議会に関しては、先ほどからおっしゃられている社会教育法に基づいてということで、あくまでも事業企画に対しての審議のみということで理解してよろしいんでしょうか。

（山田課長）はい。公民館の各種事業の調査・審議ということでございます。懇談会がいつから設置されたかは、今はちょっとわからないんですが、先ほど長岡委員から話がありましたとおり、懇談会は、各委員の方には無償でやっていただいております。懇談会については、各公民館活動を支援するということで設置されておりますので、無償ではありますが、公民館を守っていっていただきたい、発展させていっていただきたいということで、地域の方々にご協力をいただいているところでございます。

（西村委員）先ほど財団の理事長が言われましたが、運営懇談会に要望があれば出向きますけれども、まずは審議会の皆さんにご挨拶をということでしたので、やはり、公民館よりも事業の方が大事なのかなと。そうではないのかもしれませんが、いつまでも私がここに座っているわけにはいかなくて、バトンを渡していかなければならないので。若い人が来た時に、審議会と運営懇談会（の違い）についてはっきりと説明をされて、申し送りされている方はいいんですけれども、打瀬の場合は何もわからずに来たもので、運営審議会というものが、ごちゃごちゃになってしまっているんです。この指定管理者制度において、打瀬の住民の方はいろいろと積極的に取り組まれている方が多いので、運営懇談会の場で、運営審議会でもっと発言してこいとお尻を叩かれるんですが、何を発言していいかわからないし、私自身が審議会と懇談会の

内容等が違うとか一緒にリンクしているとか知らなかったのですが、今回お示しいただけたので、これを持ち帰って、打瀬公民館の運営懇談会の皆さんに伝えようと思います。これから地元の公民館の中で、ハードにしろソフトにしろ、いろいろなことがあった場合、これからはどこへ相談すればいいんですか。

（山田課長）まずは公民館に。

（西村委員）公民館で相違があった場合は、館長さんを通してでしょうけれども、どこへ行くのでしょう。指定管理者になった後は。

（長岡委員）おそらく、施設の問題と運営の問題は区別する必要がありますから、公民館でどういう運営をしていくか、どういう内容で地域のために予算を取るかというのは、委託先になるんでしょうけれど、施設については…。

（山田課長）長岡委員が言われたように、施設と運営は別で、運営は指定管理者にお願いするわけでございます。公民館の施設についても、日々の維持管理については、指定管理者が行います。ただ、大規模な建て替えとか大規模改修とか、そういった工事系の施設補修については、ここが市の施設であることに変わりはございませんので、そこは引き続き、市が直接行う。具体的には、私どもの生涯学習振興課がやっていくということになります。ただ、小さな、小規模な修繕等は、教育振興財団でもできますので、壊れたガラスを直すとか、畳の張り替えですとか、そういった小規模な修繕は、財団もやっていきます。

（西村委員）今頃になってこのようなことを聴くのは申し訳ないのですが、受け継いでいくためには、きちんとしたものを伝えなければならないので。

（長岡委員）公民館は教育機関ですよね。ただ、今、高齢化が進む中で、２，０２５年問題と言われている７５歳が極端に増える年度を迎えて、地域包括ケアシステムというのが厚生労働省から出ていて、千葉市でも専門の課が設けられて、実際に何をするという具体的なものはないんですけれども、せっかく地域にある施設（公民館）と福祉がからんで、高齢者をどう受け入れ、高齢者にその地域で長く住んでもらうために、公民館がどういう役割を持たなければいけないのかということも、これからきちんと話し合っていってもらいたいと思います。幸町公民館も、結構、高齢者が利用されているわけですけれども、１階に利用室がないために、２階に上がることになるんです。エレベーターがないと２階に上がれないという人も増えていますので、そういうところは福祉に関係する部分もありますので、そういうことも含めて、福祉と教育が一体となった活動が必要になってくるんじゃないかと思っています。それと、一方で、今まであった施設を条例廃止にしているという問題もあるんです。例えば、子どもについては児童センターの条例を無くし、子どもの居場所について先ほど話に

出ましたけれども、地域で子どもの居場所がないということで、或る公民館、千葉市ではないんですけれども、隣の習志野では、子ども食堂をやって大変好評だという動きもあります。私は、学校の評議委員もやっていますが、やはり地域で子どもの居場所、あるいは子ども食堂みたいなものがほしいという声も出ていますので、今後、教育の観点だけではなくて、福祉も含めた見直しというか活動が地域で求められていくのではないかと思いますので、幸町公民館のエレベーターも含めて、よろしくお願いしたいと思います。

（山田課長）まさに長岡委員が言われたとおりだと思っておりまして、指定管理者になりましても、公民館は教育機関であることには変わりはございません。社会教育法に位置づけられた教育施設でございます。なので、引き続き、学びの場としての役割も維持しながら。千葉市の場合は、市内に４７施設ございまして、基本的には１つの中学校区に１館というコンセプトで整備してきておりまして、より地域に根差した施設だと思っております。その特性を活かして、地域の拠点ということで、今後はその役割を高めていきたいと思っておりまして、高齢者の方の地域包括ケアの問題とか子どもの居場所の問題とかいろいろありますが、より地域に親しまれる、地域の拠点としての公民館となっていくよう、努めていきたいと思っております。そこは、教育振興財団、各館長を含めて目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。幸町公民館のエレベーターにつきましては、引き続き検討いたします。

（堀内委員）ちょっと議題から逸れるかもしれませんが、美浜区で公民館のない地区が２つあるということで、１か所は土地が決まったということを耳にしたことがあるんですが、もう１か所はまだ決まっていないということを聞いておりますが、間違いないでしょうか。

（山田課長）現在の美浜区の状況は、先ほど中学校区に１つという話がありましたが、それは原則ということで、残念ながら全ての中学校区に必ず１つあるという状況にはなくて、中学校区は５４、公民館は４７ということで、２つの中学校区を１つの公民館でカバーしているというところもございます。美浜区については、真砂地区に公民館がございません。真砂地区につきましては、公民館用地を平成２０年頃に取得しています。当時は、公民館を建てる目的で用地を取得しているんですが、その後、真砂地区にコミュニティセンターが場所を移してオープンした等々の関係で、現在は、まだ更地のままの状況です。今後、その用地をどのようにして活かしていくのかは、市全体の公共施設の総量等もございますし、地域の要望等も踏まえながら、真砂地区の施設についてどうしていくのかということを、検討していきたいと思っております。従いまして、現在は、まだ未定でございます。もう１つは、幸町です。幸町地区は、

２つの中学校区に幸町公民館１つという地域でございます。現在、市全体で新たに公民館を増やすという計画はございません。２つの中学校区で１つの公民館ということになってしまいますが、そこはご理解いただければと思っております。

（池田委員長）ご質問がないようですので、このたび美浜区公民館から提出されました議案等につきまして、ご異議はございませんか。

（各 委 員）異議なし。

（池田委員長）議題（４）について、何かありましたらお願いします。

（山田課長）４月から当審議会の事務局を務めさせていただくにあたり、この場をお借りして一言ご挨拶を申しあげます。美浜区公民館運営審議会委員の皆様におかれましては、日頃から、公民館の運営について、ご理解・ご協力をいただきまして、お礼申し上げます。かねてからご報告させていただいておりますとおり、４月から公民館に指定管理者制度が導入され、教育振興財団が運営をすることになりました。各区の公民館運営審議会につきましては、千葉市の附属機関でございますので、市が直接運営をする必要があります。これまでは、中核公民館が事務局となって当審議会を運営しておりましたが、４月からは、その事務局業務を教育委員会生涯学習振興課が引き継ぎ、運営を行うことになりました。会議の開催回数や内容は変更することなく、また、会議のスタイルについても、これまでと同様のスタイルを踏襲したいと思っておりまして、中核公民館長をはじめ、各公民館の館長に事業報告等のために出席いただき、財団の支援を得ながら、これまでと同様の形で運営をしたいと思っております。精一杯事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（池田委員長）他にないようでしたら、これをもちまして、本日の議事は終了とさせていただきます。

（問い合わせ先）
千葉市教育委員会生涯学習部
稲浜公民館
ＴＥＬ：２４７－８５５５